

研究紀要（「都市政策研究」）研究論文投稿指針《外部投稿要領》

1. 投稿資格

原則として、公益財団法人福岡アジア都市研究所（以下「URC」と略称する。）および福岡市職員、または賛助会員に限る。ただし、大学の研究者等で編集委員会が認める場合にはこの限りではない。

2. 論文内容

都市政策に関連する研究成果をまとめたものとし、特に福岡市の都市政策に対する何らかの提言的な内容を含むことが望ましい。内容は新奇性または有用性のあるものでなければならない。また、原則として未発表のものに限る。

3. 投稿原稿

(1)原稿の言語は日本語に限る。文字数の上限は図表を含め4万字（A4版原稿約25ページ）とする。
(2)投稿論文の形態および執筆に関する詳細は、執筆要領（別紙）に従うこと。従わない場合、投稿を受け付けないこともある。

4. 投稿期日

研究論文（＝査読を要する論文）は8月末日、研究報告（＝査読を要しない論文）は9月末日をそれぞれ投稿期限とする。なお、投稿は随時受け付けるが、投稿時期により次年度に発行する「都市政策研究」への掲載となることがある。

5. 発行期日

12月に発行する。

6. 審査

提出された論文は、編集委員会による審査（投稿者が希望する場合、査読委員による査読も）を経た上で、採否を決定する。

また、編集委員および査読委員による審査においては、執筆者に原稿の修正を求めることがある。採否の判定基準は以下のとおりとする。

1. 内容が都市政策研究に（広い意味で）ふさわしいか
2. 研究目的が明確で、その結論が得られているか
3. 主たる部分に、新奇性または独創性が認められるか
4. 普遍性があるか。あるいは他の都市にも参考になるか
5. イデオロギー的、非常識的、過度の宣伝になっていないか
6. 論文としての体裁が整っているか。本質的誤りはないか

7. 費用

執筆者の掲載料負担は、原則として無料とする。

なお、URCは執筆者へ著作権利用料として金員を支払うことができる。その場合の詳細は、著作権譲渡契約書で別途定めるものとする。

8. 著作権

著作権譲渡契約書に基づき、執筆者は投稿論文に関する全ての著作権（著作権法第27条、同28条に定める権利を含む）をURCへ譲渡するものとする。ただし、URCは執筆者に対し、提出された論文の複写権・使用権を妨げない。

9. 投稿方法・投稿先

執筆要領に従って作成した投稿論文（Word形式）を、下記の編集委員会宛、E-mail または電子媒体に記録した形で期日までに投稿する。

（公財）福岡アジア都市研究所 「都市政策研究」編集委員会

住所：〒810-0001 福岡市中央区天神1-10-1 福岡市役所北別館6階

E-mail : toshiseisaku@urc.or.jp